

# 年金質問 コーナー

お問い合わせは  
役場 町民課 年金係  
☎377-3101 内線136-137



## Q1 国民年金とは何ですか？

**A** 国民年金は、日本に住むすべての人々に共通の基礎年金を支給する公的年金制度です。日本に住所がある20歳から60歳になるまでの人はすべて国民年金の加入者となっています。  
また、勤めている方は、厚生年金保険や共済組合に加入するとともに、国民年金にも加入しています。  
国民年金制度は、世代間の永続的な相互扶助の制度で国が運営し、収入を得ることが困難な状態になったときに年金を支給し、その生活を保障するものです。

## Q2 20歳になり、年金手帳が送られてきました。どうしたらいいのですか？

**A** 年金手帳は、就職の際に会社へ提出したり、退職をして国民年金加入の手続きに提出したり、将来年金を受け取る際にも使うことになります。年金手帳は、一人ひとりの年金加入記録を管理している「基礎年金番号」が記入されている大切なものです。  
年金手帳をなくした場合には、手続きをしてください。

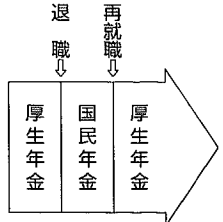
## Q3 保険料は25年納めればいいといわれたのに、なぜ60歳まで納めなければならないのですか？

**A** 国民年金は、60歳になる前月までは納めていたかなければなりません。  
25年というのは、老齢基礎年金を受けるための最低の資格期間で、40年間納めていないと受給はできても減額されてしまいます。

## Q4 私は今まで厚生年金に加入していましたが、訳あってその会社を辞めました。再就職は3か月後に内定しているのですが、その間の空白期間は国民年金に加入して保険料を納めなければならないのでしょうか？

**A** 今の年金制度では、20歳から60歳になるまでの間は、必ずなんらかの年金制度に加入して、保険料を納めなければならないことになっています。(すでに厚生年金の老齢年金や共済組合の退職年金をもらっている人を除く。)

あなたの場合、再就職して再び厚生年金に加入することですが、その間たとえ1か月でも国民年金に加入して保険料を納めなければなりません。



## Q5 私はサラリーマンの妻です。第3号被保険者は厚生年金で自動的に入っているのだから届けはいらぬのですか？

**A** いいえ、第3号被保険者は個別の保険料負担はありませんが、届け出は必要です。届け出を忘れると

年金が受けられなくなったり、金額が少なくなったりします。

また、夫の会社が変わった際にも、その都度届け出が必要になります。

## Q6 今は学生なので、就職してから年金に加入したい(保険料を納めたい)のですが。

**A** 20歳になられた時点で国民年金に加入し、保険料を納めていただかなければなりません。  
たしかに学生のうちは収入がなく、自分で保険料を納めるのは難しい場合も多いと思います。そこで、平成12年4月から、学生納付特例制度がスタートしました。学生本人の所得が一定額以下の場合、申請すれば、保険料を卒業後などに納めることができます。

学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に含まれます(年金額の計算対象には含まれません)。また、事故や病気によって障害が残ってしまった場合には、障害基礎年金の保障がなされます。学生納付特例制度を希望される場合には、役場の年金係までご相談ください。

## Q7 収入が少ないため、保険料が納められません。

**A** 保険料を納めるのが困難な場合には、一定の基準のもとで保険料納付が免除される制度があります。  
国民年金に加入している間は、保険料を納めていただくか、この免除を受けるかのどちらかになります。ご家族(世帯)の収入によっては、申請により保険料の納付が免除されます。

免除の手続きは、役場の年金係に免除申請書を提出してください。提出された申請書は、社会保険事務所で審査され、結果は本人あてに通知されることになっています。

また、申請免除については、毎年度申請をする必要があります。

## Q8 保険料を納め忘れていました。もう納められませんか？

**A** 過去2年間は、さかのぼって納めることができます。2年を経過したものは時効により、納められなくなります。  
納め忘れがないように口座振替をお勧めします。

## Q9 私は現在、厚生年金を受給していますが、過去に国民年金を10年くらいかけたことがあります。まもなく65歳になるのですが、国民年金の受給の手続きについて教えてください。

**A** 65歳前に特別支給された老齢厚生年金を受けていた方の65歳時点での年金の請求手続きは、誕生月になると社会保険庁からハガキ形式の「国民年金厚生年金保険老齢給付裁定請求書」が郵送されますので、必要事項を記入のうえ、町役場で証明を受け、誕生月の末日までに郵送していただくことになります。